

2018年10月17日

S A留学中の国際文化学部生の皆様
学生保証人の皆様

法政大学国際文化学部

カナダにおける大麻（マリファナ）の合法化に関する警告

●カナダでは2018年10月17日から、「カナダにおける大麻に関する法律」が施行され、大麻（マリファナ）の所持・使用が合法化されます。

●しかし、国際文化学部の対応方針は変わりません。留学前に配布した『留学のしおり』や、保証人と連署のうえで提出いただいた「誓約書」に記載し、さらに、複数回開催したガイダンスでも説明したとおり、カナダに限らず、本学学生の留学先が、大麻の所持・使用が合法化ないしは事実上容認されている国や地域であっても、大麻を含む「禁止・制限薬物」を本学学生が使用すること、および所持することを禁止しています。

●日本では大麻取締法において、大麻の所持・譲受（購入を含む）等については違法とされ、処罰の対象となっており、この規定は日本国内のみならず、海外において行われた場合であっても適用されることがあります。

●カナダやアメリカ合衆国など北アメリカにおけるS A協定校側の方針も、基本的に大学関連施設内での大麻の使用を禁止する方向です。

カナダ・ブロック大学

“Recreational cannabis on Brock University campuses”

(URL <https://brocku.ca/cannabis/>)

アメリカ合衆国・カリフォルニア大学

“UC guidance on use and possession of marijuana on UC property”

(URL <https://www.ucop.edu/marijuana-and-drug-policy/>)

●禁止・制限薬物の所持・使用、もしくは日本や渡航先における年齢制限に違反した飲酒の事実が確認された場合、学則による懲戒（退学・停学等）やS A奨学金の返還請求、留学先で修得した単位の不認定といった対応を検討することになります。

●好奇心や意志の弱さから、禁止・制限薬物を所持・使用したり、日本や渡航先における年齢制限に違反して飲酒したりすることのないよう、ここに改めて警告いたします。